

議案第38号

さいたま市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(さいたま市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(個人情報の訂正等の請求ができる者)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 何人も、実施機関が保有する行政情報に記録された自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。</p> <p>(1) 第5条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたものであるとき、第7条第1項若しくは第7条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は削除</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p style="text-align: center;">(個人情報の訂正等の請求ができる者)</p> <p>第24条 [略]</p> <p>2 何人も、実施機関が保有する行政情報に記録された自己の個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。</p> <p>(1) 第5条第1項から第3項までの規定に違反して収集されたものであるとき、第7条第1項若しくは第7条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該個人情報の利用の停止又は削除</p> <p>(2) [略]</p> <p>3 [略]</p>

(さいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 さいたま市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年さいたま市

条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条の改正を次のように改める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報という。

(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録されたものをいう。

(7) [略]

(8) [略]

(9) [略]

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

第28条の2を加える改正を次のように改める。

(個人情報の提供先への通知)

第28条の2 実施機関は、第26条第1項の規定により個人情報の全部又は一部を訂正し、又は削除した場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この条例中第1条の規定は平成29年5月30日から、第2条の規定は公布の日から施行する。